

## 次期社会的養育推進計画記載項目案（項目8～10）

### 8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

#### （1）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

※資料参照

#### ①現状

##### I 現行計画に記載のある取組

- ・里親制度の案内リーフレットの作成、広報紙や子育て応援サイトへの里親のインタビュー記事の掲載、里親月間にあわせたデジタルサイネージ等での広報を実施したほか、市職員を対象とした事務処理用パソコンのロック画面を活用した制度の周知を実施。
- ・里親を対象とした研修（法定研修・その他の研修）、未委託里親を対象としたトレーニング事業を実施。
- ・こども家庭センター（児童相談所）において、職員研修を実施して里親委託の基本的な考え方について理解を深めるとともに、所内の意見交換等により里親委託の課題についての認識を共有する等の取組を実施。

##### II 現行計画にない新たな取り組み

- ・里親・ファミリーホームと市長や市の関係職員が参加する交流会を開催し、子育ての喜びや悩みを共有するとともに、里親制度等に関する意見交換を実施。

#### ②課題

- ・里親委託率が伸びておらず、目標値を大きく下回っている。

	現行計画の目標 (R11年度末)	現 状 (R5年度末)	
乳幼児の 里親委託率	58.3%	12.0%	3歳未満児：13.2%
学童期以降の 里親委託率	30.9%	12.4%	3歳以上就学前：11.1%

#### <主な要因>

- ・里親制度と養子縁組との違いが十分に理解されておらず、里親委託にかかる実親の同意が得られにくい。

- ・里親制度に自ら積極的に関心を持つ人以外を対象としたアプローチが弱く、多様な里親の確保につながっていない。
- ・発達上または心理面で課題がある等専門的な養育を必要とする子どもが多い。

### ③取組方針

＜里親委託率の目標（令和 11 年度末）＞

- ・乳幼児の里親委託率：75.0%（現行の目標より 16.7%高く設定）
- ・学童期以降の里親委託率：50%（現行の目標より 19.1%高く設定）

＜取組方針＞

- ・子どもの最善の利益の実現の観点より、代替養育を必要とする子どもの里親等への委託を推進するうえで、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期については、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、乳幼児の里親委託を積極的に進めるとともに、里親委託推進にかかる多くの課題に対して、優先順位をつけて戦略的に取り組んでいく。

（重点的に取り組む事項）

- ・里親制度にかかる広報啓発について、伝えたい内容のイメージを統一し、官民が協働して一体的に実施する。
- ・里親のリクルートについて、潜在的な里親のなり手を里親登録につなげていけるようなアウトリーチ型の取組を推進する。
- ・未委託となっている里親の状況把握・アセスメントを行い、委託につながっていない要因を把握したうえで、養育の不安その他の要因の解消に向けた支援を行う。
- ・一定の養育経験のある里親について専門里親の研修受講を促進するとともに、専門的なケアを必要とする子どもを里親家庭で養育する場合の関係機関による支援体制を充実させる。

## （２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

### ①現状

#### I 現行計画に記載のある取組

- ・里親支援機関として 21 団体を指定し、毎月 1 回実務者会議を開催して支援中の里親の情報共有や支援内容に関する意見交換を実施。
- ・市内の里親支援機関が連携して、里親制度の広報啓発や委託中の里親への支援活動（里親サロンの開催等）を実施。
- ・市内 6 ヶ所にファミリーホームを設置。

#### II 現行計画にない新たな取り組み

（再掲）

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、こども家庭センター（児童相談所）に家庭養護担当の課長・係長・担当職員4名を配置

## ②課題

- ・それぞれの里親支援機関や里親支援専門相談員による支援内容について、統一的な方針が明確でなく、全体のマネジメントやスーパーバイズができていない。
- ・里親の広報・リクルートからマッチング、委託中の支援、自立支援までの支援の流れや、それぞれの支援機関が担う役割が不明確。

## ③取組方針

- ・里親支援にかかる市の取組方針を明確にして関係機関との共有を図るとともに、里親支援機関の役割を整理して、里親支援センターが担うべきとされる機能が、児童相談所と各関係機関の連携によって十分に果たせるような体制の構築に向けて、必要な機能の強化を行う。
- ・里親支援センターの設置については、上記の取組状況を踏まえつつ検討していく。

## 9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

※資料参照

### (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・小規模かつ地域分散化した施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
5箇所	6箇所	7箇所	8箇所	10箇所

※R11までに地域分散化を予定している施設：4施設

R11まで小規模化を予定している施設：2施設

・妊産婦等生活援助事業の実施施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1施設	→	→	→	→

※公益社団法人で1カ所実施

・児童自立支援施設（若葉学園）入所児童数

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
43人	36人	41人	44人	40人

若葉学園については、引き続き家庭的な雰囲気大切に小舎夫婦制を活かし、社会情勢の変化に応じた施設の機能強化を図り、外部の視点を取り入れた運営を行う。

・一時保護児童数

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(所内保護) 373人	(所内保護) 464人	(所内保護) 414人	(所内保護) 387人	(所内保護) 461人
(一時保護委託) 269人	(一時保護委託) 284人	(一時保護委託) 261人	(一時保護委託) 228人	(一時保護委託) 274人

一時保護専用施設については、一時保護児童数の推移と今後の見込み数を鑑みながら必要に応じて検討を行う。

## 10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### ①現状

- ・社会的養護経験者等の実情把握のため、5年ごと（平成29年度、令和4年度）に児童養護施設退所者を対象としたアンケート調査を実施。
- ・社会的養護自立支援事業（※1）の利用者数

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
14人	12人	11人	11人	10人

※1 措置解除者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができる事業。令和5年度末で廃止され、児童自立生活援助事業として再編。

#### ②自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み数

- ・社会的養護自立支援拠点事業（※2）対象者数の見込み
  - ①自立援助ホームの新規入所者数／年間 約5人
  - ②13歳以上の施設入所者数／年間 約245人
  - ③児童相談所にて継続指導等を経て終結したケース／年間 約340件
  - ④区での13歳以上の通告件数（児童虐待相談）／年間 約100件
$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = 690 \text{人}$$

※2 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を対象に、相互交流の場の提供、生活・就労等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業。児童福祉法改正により新設。

- ・児童自立生活援助事業（※3）対象者数の見込み

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
26人	26人	26人	26人	26人

- ①社会的養護自立支援事業の利用者実績 過去5年平均 12人
- ②社会的養護自立支援事業を利用せず18歳で退所した人数  
 (=19歳以降も引き続き支援を必要とする可能性があった人数の最大値)  
 $\div$  (R4年度末18歳入所者数25人 - R5年度末19歳入所者数11人)  
 =14人

【参考】年度末児童養護施設入所者数

R4年度末 18歳：25人 19歳：12人（全体：364人）

R5年度末 18歳：20人 19歳：11人（全体：365人）

①+②=26人

※3 児童養護施設退所者等が安定して生活を送れるようになるまでの間、引き続き施設等にて生活指導・就労支援等を行う。児童福祉法改正により、年齢要件と対象施設の要件の弾力化が規定された。

### ③課題

・社会的養護経験者等の実情を把握するためには、未回答者を少なくし、より多くの児童にアンケートに答えていただく必要があるため、調査方法等の工夫を図る。

### ④取組方針

・社会的養護経験者等を対象とした実情把握のためのアンケート調査を5年ごとに実施していく。

## (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

Ⅰ型（自立援助ホーム：5人以上 20人以下）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1箇所	→	※	※	※

※現在、垂水区に定員16名（男子6、女子10）で実施。

現状の体制を令和8年度まで維持し、令和6年度より開始となったⅠ型、Ⅱ型については、入所する児童数や、Ⅱ型実施の施設箇所数などの状況を考慮しながら、令和9年度以降の定員数、箇所数について、令和7年度中に検討を行う。

Ⅱ型（児童養護施設、母子生活支援施設等：5人以下）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
8箇所	→	→	→	→

Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
5箇所	→	→	→	→

Ⅲ型について、ファミリーホーム、里親に措置される対象年齢の児童の状況により必要に応じて実施する。

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1箇所	→	→	→	→

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み数から、まずは1か所の整備を予定。